

令和4年度 第2回

熊谷市総合振興計画審議会

会議資料

日時：令和4年11月29日（火）

午前10時30分から

場所：熊谷市役所本庁舎303会議室

令和4年度 第2回 熊谷市総合振興計画審議会 次第

日時：令和4年11月29日（火）午前10時30分～

場所：熊谷市役所本庁舎 会議室303

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 第2次総合振興計画後期基本計画案について

(2) 策定スケジュールについて

4 閉 会

熊谷市総合振興計画審議会名簿

	氏 名	選 出 団 体	備 考
第 1 号	福田 勝美	熊谷市議会	会長
	山下 一男	熊谷市議会	
第 2 号	加藤 道子	熊谷市教育委員会	
	木部 富次	熊谷市農業委員会	
	大久保 和政	熊谷商工会議所	副会長
	白石 守司	くまがや市商工会	
	吉田 公一	くまがや農業協同組合	
	小林 敏宏	(一社)熊谷市医師会	
	細井 幹夫	熊谷市自治会連合会	
	紫藤 晃男	(社福)熊谷市社会福祉協議会	
	嶋田 勝利	熊谷市文化連合	
	宇野 悦朗	(公財)熊谷市スポーツ協会	
	永井 眞澄	くまがや共同参画を進める会	
	田代 嘉昭	(一社)熊谷青年会議所	
向井 清	「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居地域協議会		

(敬称略)

(1) 第2次総合振興計画後期基本計画案について

第1回総合振興計画審議会後に提出された意見等について、別添資料のとおり対応しました。

(2) 策定スケジュールについて

No.	月日	項目	内容
1	11月7日(月)	第1回 総合振興計画審議会	市長からの諮問 第2次総合振興計画(案)の審議
2	11月29日(火)	第2回 総合振興計画審議会	第1回審議会での意見を受けた 第2次総合振興計画(案)の審議
3	12月20日～ 1月19日	パブリックコメント	第2次総合振興計画(案)に対する 意見公募実施
4	2月2日(木)	第3回 総合振興計画審議会	パブコメでの意見を受けた 第2次総合振興計画(案)の審議
5	2月9日(木)	総合振興計画審議会答申	市長への答申 第2次総合振興計画(案)の答申
6	3月上旬	市議会定例会	第2次総合振興計画基本構想の提出
7	3月中旬	計画書印刷	
8	3月下旬	計画書配布	

※No.3以降については予定

熊谷市総合振興計画審議会条例

(設置)

第1条 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合振興計画に関する必要な事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。